

役員推薦に関する規程

公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会

令和4年4月1日

第1章 理事候補者の推薦

(推薦の人数上限)

第1条

役員候補推薦委員会は、理事会の議決を経て、総会に、30名以下の理事候補者を推薦することができる。

(外部理事および助成理事目標割合)

第2条

役員候補者推薦委員会は、スポーツチャンバラの指導者および競技者から広く支持される者、および当協会登録者ではない者も含む有識者について、理事会の議決を経て、外部理事候補者として総会に推薦することができる。

2. 当協会は、外部理事の目標割合を25%以上とする。理事会は、前項による推薦に際し、目標割合を達成するように努めなければならない。なお、外部理事とは、最初の就任時点で、以下のいずれにも該当しない者をいう。

①当協会と以下の緊密な関係がある者（ただし、専門的知見による貢献を期待して任用している有識者を除く）

- ・過去4年間の間に当協会の役職員であった
- ・当協会の役員又は職員の4親等以内の親族である

②スポーツチャンバラにおける我が国の代表選手として国際競技大会への出場経験がある又は強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者

③指導者として当協会より表彰を受けたことがあるなど、特に高い指導実績を有している者

3. 当協会は、女性理事の目標割合を40%以上とする。理事会は、第1項による推薦に際し、目標割合を達成するように努めなければならない。

(年齢および任期の制限)

第3条

前2条により推薦される理事候補者は、選任時に年齢が満85歳未満である者とする。

2. 前2条により推薦される理事候補者は、原則として在任期間が4期を超えない者とする。

第2章 監事候補者の年齢および任期の制限

(年齢および任期の制限)

第4条

推薦される監事候補者は、選任時に年齢が満80歳未満である者とする。

2. 推薦される監事候補者は、原則として在任期間が4期を超えない者とする。

附則

1. 当規程は、令和4年4月1日より施行する。
2. 当規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。
3. 役員推薦委員会の選任および運営に関する規程は、別に定めるものとする。